

◇ 判例研究 ◇

刑事判例研究35

他の投稿を引用したうえで、それが相手のことを指す文句であるとの内容、及び特定非営利活動法人の活動に関する内容のインターネット上の投稿について、名誉毀損罪、侮辱罪の成立が否定されて無罪と判断された事例

(山口地判令和7年4月24日 LEX/DB25624591=2025WLJPCA04246001)

刑事判例研究会
金澤真理*

1 事実の概要

被告人は、令和3年頃から猫の保護活動を行うかたわら、インターネット上で2つのアカウントをもち、文章等を投稿していた。本件に関する投稿の相手方は、以下のA及びBである。Aは、フリージャーナリストと称し、雑誌等に記事を提供することはなかったものの、本名たるA、もしくはA1というアカウント名で、他人から困りごとの相談を受け、その解決のための手助けやもめごとへの介入等を行っていた。また、Bは、動物愛護事業等を行うNPO法人β会（以下、「β」という）の代表を務めていた。βは、動物を受け入れるシェルターを保有し、保健所のほか一般の人から動物を引き取り、これを新たな飼い主に譲渡する活動のほか清掃活動を行ってきた。被告人は、令和元年7月頃からボランティアとして同会で稼働していたが、令和3年9月頃に退職した。

* かなざわ・まり 大阪公立大学大学院法学研究科教授

A に対する関係では、本件公訴に至るまでの経緯として、以下の事実が認定されている。被告人と A とは、令和 4 年 8 月、電話で口論となり、A は、ツイッターの機能を用いてこのやりとりを報告した。同年 9 月、被告人は、ツイッターのアカウントのうちの一つ（以下、「アカウント 1」、他のアカウントを「アカウント 2」という）に A により誹謗中傷被害を受けた件につき投稿し、同年 10 月には同アカウントに A に猫の虐待に関して相談したが協力が得られなかった旨の文章を、A との間で交わされたメッセージのやりとりを撮影した画像とともに投稿した。また、同年 11 月には、A に風評、誹謗中傷を流されることで実害が出ている等を内容とする投稿を同アカウントに行った。

そこで、検察官は、まず、被告人は、A を侮辱しようと考え、令和 4 年 12 月某日、被告人方又はその周辺において、自己のスマートフォンを使用し、インターネットを介し、ツイッターに、「他人の発言を正確に引用できない」等の他の投稿を引用したうえで、「全く寸分違わず A1 のことじゃん」という投稿（以下、「第 1 の投稿」という）を送信し、不特定多数の者が閲覧可能な状態にさせ、同人を公然と侮辱したとの要旨を示し（公訴事実第 1）、公訴を提起した。

他方、B に対する関係では、公訴に至るまでの経緯として、以下の事実が認定されている。β では、保健所以外から動物を引き取るにあたり、依頼者から寄付金の名目で金銭支払を求めている。その額は B が決め（犬の場合は最高 20 万円ほど、猫の場合は 1 万 5000 円から 8 万円ほどの例示がある）、具体的な算定基準は存在しない。β は、防府市内のふるさと納税の指定団体となっており、これにより、令和 3 年度には約 1292 万 4716 円、同 4 年度には 1478 万 3126 円、同 5 年度には 6146 万 9709 円の収益を得た。このほか、活動費用の一部をクラウドファンディングの手法で獲得することもあり、令和 3 年度には 470 万 6000 円、同 5 年度には 202 万円の収益を得ている。β における長期借入金の額は令和 4 年 7 月 31 日時点で 6818 万 7 円、同 5 年 7 月 31 日時点で 6698 万 7 円、同 6 年 7 月 31 日時点で 6546 万 6516 円である。

他の投稿を引用したうえで、それが相手のことを指す文句であるとの内容、及び特定非営利活動法人の活動に関する内容のインターネット上の投稿について、名誉毀損罪、侮辱罪の成立が否定されて無罪と判断された事例（金澤）

Bは、シェルターにおける動物の世話に関しては基本的にスタッフに委ね、動物の譲渡の業務に従事している。これに加え、βの経費で日本海側までボランティアスタッフを連れて清掃活動に行くことがある。Bは、これらの活動に関連し、当時スタッフであった被告人に対し「笑いが止まらない」と言ったことがある。

そこで、検察官は、Bに対する行為についても、以下の事実の要旨を示して公訴を提起した。即ち、被告人は、Bの名誉を毀損しようと考え、令和5年7月某日、被告人方又はその周辺において、自己のスマートフォンを利用し、インターネットを介して、ツイッターに、「βというか、現代表のBさんが、何年も前から、かなり長い間、有償引取りをして、相手によって足下を見るような金額を吹っ掛けていました。明らかに定款に反する反社会的行為であり、βの名前を騙り、規約に外れた行為を行う現代表に問題があり、引責を問うべき案件です。」という内容の投稿（以下、「第2の投稿」という）を送信し、不特定多数の者が閲覧可能な状態にさせ、同人の名誉を毀損したという事実（公訴事実第2）、及び、Bを侮辱しあるいはその名誉を毀損しようと考え、別表記載のとおり、3回にわたり、被告人方又はその周辺において、自己のスマートフォンを利用し、インターネットを介して、ツイッターに同表記載の内容の投稿（以下、「第3の投稿」という）を送信してこれらを不特定多数の者が閲覧可能な状態にさせ、公然とBを侮辱し、あるいはその名誉を毀損した（公訴事実第3）というものである。なお公訴事実第3については、侮辱が主位的訴因、名誉毀損が予備的訴因とされた。

2 判決要旨

山口地裁は、大要次のように述べて被告人に無罪を言い渡した（確定）。

(1) 公訴事実第 1 について

① 第 1 の投稿の相手方の同定可能性

ツイッターは、特定のアカウントにおいて行われた投稿が、そのアカウントをフォローしている者をはじめとする閲覧者のタイムライン上に表示され、投稿内容を順次閲覧することができるソーシャルネットワーキングサービス媒体であるから、特定のアカウントにおいてされた投稿を順次閲覧していくことが通常の見方といえる。(中略)

被告人は、令和 4 年 10 月某日の投稿において、A の携帯電話番号、A が使用するツイッターのアカウント名の大部分やユーザー名が確認できる画像を添付している。(中略) A の携帯電話番号やツイッターのアカウントを前提とした上で「A1」という名前が記載された投稿がされた場合、A のツイッターでの投稿を閲覧したり、A に何らかの相談をするなどしたことのある者であれば、被告人が第 1 の投稿において記載した「A1」が A のことを指していること読み取ることは十分可能であるし、A の活動内容に照らし、そのような者の範囲は、不特定多数といえる程度に広がりがあると見える。

以上によれば、第 1 の投稿から、不特定多数の者が A が対象者であると同定することができるものと認められる。

② 第 1 の投稿の侮辱該当性

公然と他人を批判する表現の全てを社会的評価を低下させるおそれがあるものとして「侮辱」に該当するとしたのでは、個人の表現の自由を過度に制約することになって不相当というべきであり、「侮辱」に該当する否かを判断するにあたっては、当該表現が対象者の社会的評価を低下させるおそれの程度についても考慮する必要があるというべきである。

これを第 1 の投稿についてみると、本投稿は、被告人が自身の A に対する評価を具体的な根拠を示すことなく述べたに過ぎないものといえる。そして、ツイッターのフォロワー数を踏まえても、被告人が社会的に高い発

他の投稿を引用したうえで、それが相手のことを指す文句であるとの内容、及び特定非営利活動法人の活動に関する内容のインターネット上の投稿について、名誉毀損罪、侮辱罪の成立が否定されて無罪と判断された事例（金澤）

言力や影響力を有する者とは認められないこと、投稿中に特に過激な表現が用いられていないこと等からすれば、通常、かかる投稿が不特定ないし多数人の興味や関心を引くことはないというべきである。これらによれば、第1の投稿内容は、刑法上の処罰に値するだけの程度、対象者の社会的評価を害するおそれのある表現とは認め難い。

しかも、Aは、第1の投稿がされるまでに自らが使用するツイッターのアカウント上で、被告人の社会的評価を低下させるおそれのある表現を重ねている。（中略）第1の投稿の対象者がAのことであると同定できる者（中略）であれば、被告人とAとがそれぞれ互いに誹謗中傷し合う関係性にあることを知っていると考えるのが通常である。このような背景事情を知る者が、第1の投稿に接した際にそれを真に受け、その結果として、Aの社会的評価が低下するおそれは考え難いというべきである。この点も考慮すれば、なおさら第1の投稿が「侮辱」に該当する余地はない。

(2) 公訴事実第2および第3について

① 第2の投稿及び第3の各投稿の相手方の同定可能性について

被告人は、令和3年12月末頃から、ツイッターのアカウント1において、 β のブログや公式ツイッターを利用するなどして、 β やBを批判する投稿を何度も重ねており、（中略）NPO法人である β の代表がBであることは、かかる投稿に興味を持った者が検索等すれば比較的容易に知ることができるものといえる。また、第3の3の投稿は、アカウント2においてされたものであり、「不正NPO法人」や「代表」との記載があるにとどまるが、アカウント2においても、 β の公式ツイッターを引用するなどして β の批判を繰り返してきたことはアカウント1における投稿と同じであるから、「NPO法人」が β であり、代表がBであることは容易に読み取ることができる。

② 第 2 の投稿について

投稿中、事実の摘示といえる部分は、 β において有償での動物の引き取りが常態化していること及び相手次第で足下を見るような金額の支払を求めていることである。同投稿には定款違反や規約違反との記載もあるが、第 2 の投稿全体をみれば、 β が有償で、また足下を見るような金額で動物を引き取っているとの事実をもって、定款や規約に違反していると被告人が論評した文章と読むことができ、かかる事実とは別の定款違反等の事実が摘示されているとはいえない。また、「足下を見るような金額」とは、評価を含む表現であるが、支払う側にとって恣意的に決められ、かつ相応に高額であるといえる金額ならば、足下を見るような金額と評することが誤っているとまではいえない。そうすると、第 2 の投稿における重要部分として刑法 230 条の 2 における真実性の立証の対象となるのは、結局、 β において有償での動物の引き取りが常態化していること、及び支払うべき金額について、その決定過程が恣意的でかつ相応に高額であると評価するに足りる事実というべきである。(中略)

β では、有償での動物の引取りが常態化していたとすることができるし、これらの事実をもって、寄付金の額の決定過程が恣意的に決められていて、その額が高額になることもあったと表現することも誤っているとまではいえない。

そうすると、結局、第 2 の投稿において真実性の立証の対象となる事実に関し、真実であることの証明がされているといえることができる。(中略) 第 2 の投稿は、運営費の一部に税金や一般人からの寄付金が活用されている NPO 法人の運営実態等に関するものといえ、社会一般の正当な利害に関する事柄であると認められるから、公共性が認められる。

また、第 2 の投稿が公共性の認められる事柄を対象とする表現行為であることに加え、その内容をも、被告人が当公判廷において供述するとおり、B の β の代表としての活動に関し、社会一般に対して問題提起を行うとの側面があることは否定できず、目的の公益性も認められる。

以上によれば、第2の投稿には刑法230条の2が適用される。

③ 第3の投稿について

第3の1及び第3の2の投稿は、10分足らずの間になされたものであり、短い文章が連続的に投稿されるというツイッターの特性も踏まえると、一体としてみるのが相当である。（中略）第3の1及び第3の2の投稿は、具体的な事実を摘示してBの名誉を毀損するものではなく、被告人において、Bがβの代表となった動機がお金や趣味のゴミ拾いをするためであるとか、お金にならないと動物を助けないというBの活動時の内心の傾向を推測して指摘し、論評したものであるべきである。このような投稿は、Bの社会的評価を低下させるおそれがあるものといえるから、侮辱罪の「侮辱」に該当する。

ところで、名誉毀損となる表現に関しては、刑法230条の2によって違法性が阻却されるどころ、個人の名誉の保護と正当な言論の保障の調和をはかるといふ同条の趣旨は、侮辱となる表現にも同様に妥当するといふべきである。そこで、侮辱罪の構成要件に該当する表現であっても、当該表現に公共性及び目的の公益性が認められ、意見、論評の前提となる事実の重要部分について真実であることの証明があった場合には、対象者の人身攻撃に及ぶなどの意見、論評の域を逸脱した表現でない限り、許容される論評として刑法35条により違法性が阻却されるといふべきである。

これを本件についてみるに、前記のとおり、βにおいては、有償で動物の引き取りを行っており、その金額はBが決定しており、決定過程は外部からみて不透明と言ひ得るものであること、クラウドファンディングを紹介するホームページにおいて、防府市の犬や猫の殺処分数がゼロになっているという、形式的にみて公的なデータとは異なる記載や、βの長期借入金に関し、実際にはその大半がB自身やBの家族からのものである上、全ての長期借入金が利息及び催促されることがなく、かつその額も漸減しているのに、運営のために借金を重ねてきたがどうにもならない状況に陥っ

ているとの、誇張と評されてもやむを得ない記載をして寄付を呼びかけていることが認められる。

また、B が被告人に対して「笑いが止まらないくらい喜びで一杯だ」と発言したことは、B も認めており、事実として認められる。(中略) 以上によれば、第3の1及び第3の2の各投稿は、被告人が証拠によって認められるこれらの事実に基づき、B が β の代表になったのは、金銭や以前からの自らの趣味である清掃活動を行うためであるとの動機や、自身の利益のために活動しているとの内心の傾向を推測し論評したものであるということが可能であるし、その表現が意見、論評の域を逸脱した過剰なものとはいえない。そして、これらの投稿に事実の公共性や目的の公益性が認められることは第2の投稿と同様である。

したがって、第3の1及び第3の2の投稿は、許容される論評として違法性が阻却される。(中略) 第3の3の投稿は、その6日前である令和5年6月某日にアカウント2のツイッター上に投稿された、「殺処分ゼロを守るためなどと誇張したうたいもんくを流していますが、保健所に収容された犬猫の数を調べてましたか? 虚偽は犯罪ですよ!」とのメッセージなどと併せて読むと、要するに、B を代表とする β において、防府市内の犬や猫の殺処分数や β の借金に関し、虚偽ないし誇張した表現で寄付金を募っているとの事実を指摘し、それを「不正」ないしは「詐術」と論評したものと読むことができ、かかる表現がBの社会的評価を低下させるおそれがあることは明らかである。(中略) 第3の3の投稿に関しては、摘示した事実の重要部分が真実であるとの証明がなされているということが出来る。(中略) 以上のとおり、公訴事実第2及び同第3の各投稿はいずれも違法性が阻却される。なお、第3の1及び第3の2の投稿につき、検察官は名誉毀損を予備的訴因とするが、これらの投稿は事実を摘示したものとは認められないから名誉毀損罪が成立する余地はない。また、第3の3の投稿につき、検察官は侮辱を主位的訴因とするが、同投稿は事実を摘示したものと認められるから侮辱罪が成立する余地はない。

他の投稿を引用したうえで、それが相手のことを指す文句であるとの内容、及び特定非営利活動法人の活動に関する内容のインターネット上の投稿について、名誉毀損罪、侮辱罪の成立が否定されて無罪と判断された事例（金澤）

〔別表〕

番号	投稿日時	投稿内容
1	令和5年6月28日 午後9時55分頃	動物愛護に関心がなかったBさんが、なぜ愛護団体を始め、『β』の代表になったのか。 動物のためではなく「お金が集まるから」「笑いが止まらんやめられん」「ゴミ拾いがしたい そのために自由になるから始めた」βの名前は寄附が集まる*β会から名前を貰った
2	令和5年6月28日 午後10時4分頃	最初にはわかに信じられなかったがB代表は動物が好きではないことがわかった 優先順位は動物のためではなく代表の都合 お金にならないとレスキューしない 動物が亡くなっても感情が動かないのも不思議だった 「βに來た犬猫は天国に行く」 つまり犠牲にしても天国に行くから大丈夫なのだ
3	令和5年7月4日 午前8時20分頃	不正NPO法人許すまじ 寄付を呼びかける詐術 ・『団体には借金があります』→『借金』とは言わない親から『借りた』というお金のこと 代表が親に出資させただけ (50代で家族と実家暮らし元々代表に定職はなくいわゆるニートだった) *市**の不要不急の移転シェルター用地5千万超

(伏せ字は筆者による。)

以上

3 検 討

(1) 名誉毀損と侮辱——インターネット上の行為とその特性

インターネットが社会に普及するのに伴い、名誉侵害は看過できない問題となっている。深刻な事態に対しては民事損害賠償請求のみならず、刑事責任の追及もありうる。刑法は、名誉に対する二種の犯罪を定めて保護するが、本判決は、インターネット上の相互的コミュニケーションサービスを利用した投稿につき、名誉毀損罪及び侮辱罪の適否を判断し、無罪の判断を下した一事例である。コミュニケーションツールの特性に即した判断であるというにとどまらず、公共の利害に関する場合の特例の射程をめぐり理論的問題について法的に述べた点でも無視することができない重要性がある。

名誉毀損と侮辱とは、名誉という同一の法益に対する犯罪の二態様と説

明される。前者は事実の摘示、後者は侮辱という、手段を異にする公然の侵害から人の名誉を保護する犯罪と解されている。判例、通説によれば、事実の摘示の有無は、両者を区分する要件である。名誉毀損罪の構成要件該当事実たる事実の摘示は、ただ客觀的事態の指示・描写と言い替えることも可能であるが、同罪の可罰性を基礎づける要件である性質上、それを見聞きした者が、当該人物に対し悪評価を下すような具体的内容のものであることが求められる。もともと、社会的評価の低下の判断基準は必ずしも一義的でなく、事実の摘示の存否の判断ひいては名誉毀損と侮辱との区分の境界はしばしば明瞭ではなくなる。インターネットの普及がその状況に拍車をかけている。

インターネット上の言説の名誉侵害性判断に際しては、その一般的な特性とともに、個々のサービスの内容や利用方法の特性も考慮する必要がある。瞬時に広範囲に拡散されるインターネット上の情報にも、文章の形式で固定化し、一定のまとまりをもった内容が閲覧に供される場合と、双方向性が保持され、相互的な意見交換により情報の内容の更新が促進される場合とがある。その特性に応じ、法的対応を要する行為の把握の方法やその評価に差異が生じてしかるべきであろう。特に急速な普及に伴いトラブルも生じている後者の例として、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)がある。本判決も、投稿が相互に、場合によっては短時間に集中的にやりとりされ、その流れが閲覧者に供されるという特性に着目している。

インターネット上の言説につき名誉毀損の成否を争う判例には、従来、侮辱罪に比べれば若干の蓄積がある¹⁾。当初はホームページへのコンテンツの

1) これに対して、侮辱罪に関する刑事裁判例が公刊物に掲載される例が極めてわずかであったのは、法定刑が低く略式手続に付されることが大部分であったことによると考えられる。侮辱罪の法定刑引上げを受け、規定の施行状況について、外部有識者を交えて検証を行い、刑事上の措置を更に講じる必要があるかどうか等について意見交換を行う侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会が2025年9月に発足したのに伴い、侮辱罪の事例も検討に付されるようになった。同検討会第1回会議配布資料「侮辱罪の事例集」参照 (<https://www.moj.go.jp/content/001446563.pdf>)。

他の投稿を引用したうえで、それが相手のことを指す文句であるとの内容、及び特定非営利活動法人の活動に関する内容のインターネット上の投稿について、名誉毀損罪、侮辱罪の成立が否定されて無罪と判断された事例（金澤）

掲示のような形態で、情報が文章等の形式でまとめられ、一方的に公開される事例が主に扱われていた。例えば、自ら開設したウェブサイトにて、自己と敵対する関係にある弁護士の行為として、弁護士としての顧客を獲得するために息子をテレクラに通わせて男性関係に悩む女性を探し出させていたという内容の文書を掲載した事例 (①)²⁾、医師である被告人が、元勤務先病院で同僚であった医師が医療事故を隠蔽した旨の事実等を架空人名義で開設したホームページに掲載した事例 (②)³⁾、業務上過失致死傷被告事件で裁判中の被告人が、死亡した被害者の両親の態度に関し、インターネット上の掲示板に「教育者であるのに校則も知らない」等の文書を掲載した事例 (③)⁴⁾、盗聴行為を批判された被告人が、相手方に対抗するために、インターネット上のホームページに「犯罪行為に加担する誹謗・中傷」等の記載を含む文章を掲載した事例 (④)⁵⁾ 等がある。これらの事例では、いずれも名誉毀損罪の成立が肯定された。最高裁が、インターネット上の言説に関し、公共の利害に関する場合の特例規定の適用基準につき職権で判断を下したいわゆるラーメンフランチャイズ事件最高裁決定 (⑤)⁶⁾ もまた、ホームページに掲載された文章において摘示された事実を対象としている。

これに対し、最近では、インターネット上の掲示板に短文や文章にもならない反応を投稿し合う過程で名誉侵害が行われたとして、公訴が提起されるケースが散見される。刑事法上の名誉侵害を論じる際、判例、通説によ

2) 福岡地判平成14・11・12裁判所ウェブサイト。被告人の主たる目的は相手方を誹謗中傷することであるとして、専ら公共の利益を図る目的から出たものではないと、公共の利害に関する特例規定の適用を否定した。

3) 和歌山地判平成15・2・24LEX/DB28085395。被告人は、摘示事実的信憑性を持たせるために磁気ディスクを窃取したとして窃盗罪についても起訴され、有罪の判決が下されている。なお被告人が摘示した事実はいずれも事実無根であると認定された。

4) 大阪高判平成16・4・2判タ1169号316頁。本判決は、記事がサーバーコンピュータに記憶・蔵置されて利用者の閲覧可能な状態となり、既遂後も未だ犯罪は終了せず継続していると判示した点でも注目されている。

5) 東京地判平成16・11・17LEX/DB28105265。

6) 最決平成22・3・15刑集64巻2号1頁。

れば、事実の摘示の有無により、名誉毀損と侮辱とを区分するのが定石であるが、SNS に代表されるインターネット上のサービス利用において、規制対象行為の範囲を画定したうえで、事実の摘示の有無を確認することは必ずしも容易ではない。

例えば、他の投稿を引用しながら被害者の会社情報を投稿した事案につき名誉毀損罪の成立を認めた最高裁決定 (⑥)⁷⁾ では、実際には無関係な会社に関する情報についても、著名事件の関係者を示唆する文脈での投稿は、表現全体の趣旨としての事実の存在可能性があり、その事実を信じた者に負のイメージを抱かせる可能性があれば、社会的評価の低下のおそれが生じると、名誉毀損罪の成立を肯定した原審を維持し、名誉侵害の判断対象たる行為の範囲、相手方 (の同定可能性)、社会的可能性の低下の判断基準を従来より広げた。⑥決定 (が是認した原判断) の判断手法として注目すべきであるのは、まず、SNS 等のサービスにおいては、閲覧者も各投稿を個別に見るのではなく、他の投稿等と併せて読むことが通常想定されることから、示唆される内容が閲覧者に容易に理解されることで社会的評価の低下の可能性が認められるとして、これを名誉侵害の実体と位置づけた点にある。これと同様に、複数の投稿を併せて読むことで閲覧者にどのような内容が伝わるかにつき言及するのが、行方不明となった児童の親が募金詐欺に関与している等と記載する内容をブログに投稿した事例を扱う東京高裁判決 (⑦)⁸⁾ である。こうして、サービスの利用に通じた閲覧者が、適宜自ら関連情報を検索して補充しながら順次投稿された内容をつなげて読むことで、推測の充填によりモザイクのように作り上げられた総体が、他人の社会的評価を低下するおそれのある事実の摘示かどうかが問われるようになってきているのが、SNS 等のサービスを利用する名誉毀損の判断構造の一

7) 最決令和 3・9・6LEX/DB25591201。

8) 東京高判令和 4・7・5LEX/DB25593522。なお、この判決は、具体的事例の判断において、ブログの閲覧者が、別に掲載された文章を併せて読むことが想定されているとまで断じたわけではない。

他の投稿を引用したうえで、それが相手のことを指す文句であるとの内容、及び特定非営利活動法人の活動に関する内容のインターネット上の投稿について、名誉毀損罪、侮辱罪の成立が否定されて無罪と判断された事例（金澤）

つの型と言える。

しかし、この型の判断においては、投稿をつなげた文脈全体の理解が重視される反面、各投稿における摘示事実の意味が相対的に薄らぐ懸念がある。前後の投稿の脈絡を推測で補うことで意味をなす表現を真に事実の摘示と言っているのか、その社会侵害性を如何に判断するかに疑問の余地があるからである。これらを安易に認めては、特に SNS 等を利用する場合、名誉毀損を構成する事実の判断基準が引き下げられ、ひいては名誉毀損と侮辱との区分が不明瞭になるであろう。

本判決の特徴の第一は、SNS 等のサービス利用に見られる上記の特性に着目した判断を行っていることである。SNS 等の相互的コミュニケーションサービスに特有なのは、発言者が入れ替わりながら順次投稿を行うその手法である。実務では、ホームページへの文章の掲載につき、前掲①、②判決のように、人の社会的評価を低下させるおそれを有する事実の摘示が明白な場合のみならず、③、④判決のように、論評を含み事実の摘示と言い切れるか疑問の余地ある事案についても名誉毀損が認められている。このように、SNS 等を利用する場合には、一層事実の摘示が認められる範囲が広がる傾向が顕著になると推測される。実際、⑤決定では、他の投稿を引用しながら被害会社の会社情報を指示する投稿を行う行為にも名誉毀損が肯定された。ところが、本判決は、これらの投稿をつなげて読むことで名誉侵害の相手方の同定可能性を認めたものの、事実の摘示の認定には、やや慎重な姿勢を見せた。

本判決は、公訴事実第 1 に関して、第 1 の投稿は、被告人自身による A に対する評価を、具体的な根拠を示すことなく述べたに過ぎないとして事実の摘示の可能性を排除し、刑法上の処罰に値するだけの程度、対象者の社会的評価を害するおそれのある表現とは認め難いと実質判断を加えて侮辱該当性も否定した。また、公訴事実第 2 について、第 2 の投稿中、 β において有償での動物の引き取りが常態化していること及び相手次第で足下を見るような金額の支払を求めていることを事実の摘示と認める反面、定

款違反や規約違反についての言及は、被告人の評価と位置づけている。さらに、公訴事実第3に関して、第3の1及び第3の2の投稿については、短時間に連続してなされた各投稿を一体としてみるのが相当としつつ、個別の文言を一般読者の読み方に即して解析し、具体的な事実を摘示するものでなく、Bの内心の傾向を推測したうえでの論評であるとして、侮辱該当性はあるとするが、違法性の阻却を認める。第3の3の投稿については、事実を摘示して「不正」ないし「詐術」と論評したものと解したうえで、違法性の阻却を認めた。

人の発言や行動の客観的な描写は、従来の判例では事実の摘示とも位置づけられうるところ、本判決は、それを見聞きした者の当該人物に対する悪評価につながる根拠を提示すべきであるとして、摘示される事実の具体性を求める。それ故第1の投稿のように、単なる一般的な否定的表現は具体的事実の摘示にあらず、また、第2の投稿のように数値を挙げた表現が含まれていても、それだけで事実の摘示は認められない。むしろ意見、論評の前提としての事実と位置づけられ、真実性の証明対象とされるのである。さらに第3の3の投稿に見られる「不正」「詐術」のように、明らかに社会的評価の低下を招く表現についても、直ちに事実の摘示を認めるのではなく論評として扱い、その論評の基礎となった事実の摘示と区分することで、これらの表現自体は、たかだか侮辱にとどまるとされる。

このように、侮辱を名誉毀損に至らない名誉侵害と位置づけることはできるのだろうか。侮辱罪を「いわばミニ名誉毀損」の類型とする論は既に示されている。それによれば、たとえ具体的な事実を摘示していなくても、何かしらの社会的評価を下げる事実があるのではないかと思わせるような言動を、名誉に対する攻撃と捉えることは可能である⁹⁾。しかし、何かしらの社会的評価を下げる事実があるのではないかと思わせる言動というのでは、侮辱罪の成立範囲が過大に広がるおそれがある。この点につき、本

9) 小林憲太郎『刑法各論の理論と実務』（判例時報社、2021年）431頁以下。

他の投稿を引用したうえで、それが相手のことを指す文句であるとの内容、及び特定非営利活動法人の活動に関する内容のインターネット上の投稿について、名誉毀損罪、侮辱罪の成立が否定されて無罪と判断された事例（金澤）

判決は、事実の摘示を限定的に解しつつ、侮辱罪の成立範囲についても社会的評価の低下をおこさせる程度を考慮し、刑法上の処罰に値する程度の社会的評価を害するおそれを求めており、名誉毀損罪の成立を認めるのに謙抑的な姿勢は評価に値する。その反面、本件のような SNS 等を用いた表現の場合、具体的な事実の摘示の有無の判断は、多分に情報の受け手に依存し、各投稿をつなげて読む読者がどのような事情を考慮するか左右されかねず、名誉毀損と侮辱との境界が不分明になるおそれは、なお払拭できない。

(2) 批判の応酬と正当化の論理

本判決のもう一つの大きな特徴は、名誉侵害の各構成要件該当性が認められたとしても、正当化の途がありうることと、その判断例を示したという点にある。刑法230条の2は、人格権としての個人の名誉の保護と、憲法21条による正当な言論の保障との調和をはかった表現の自由の調和をはかり、1947（昭和22）年の改正で追加された規定である。この規定の適用の可否が問題となるのは、主に証明に失敗した場合である。特にインターネットの個人利用者の行為に関し、インターネットによる場合でもそうでない場合と同様、「行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当」であるとした前掲ラーメンフランチャイズ事件最高裁決定（⑤）が知られており、インターネットの利用の場合も真実性の証明ができなかった場合の免責基準¹⁰⁾は緩和されないとするのが判例の立場とされている。

これに対し、本判決は、いずれも真実性の証明がなされたと認定する。名誉毀損に問われた第2の投稿につき、定款や規約に違反している等の論評の部分を除き、「事実の摘示といえる部分は、 β において有償での動物の引

10) 最大判昭和44・6・25刑集23巻7号975頁。

き取りが常態化していること及び相手次第で足元を見るような金額の支払を求めていること」であると、立証の対象を限定しつつ、真実であることの証明がされていると述べるのである。しかる後に事実証明の前提要件たる公共性、公益目的を判断する点では法文と順序が転倒するが、最終的に被告人に有利な判断方法をとる。要するに、人の社会的評価を低下させるおそれある表現のうち、論評とその前提たる事実の摘示とを区分し、立証の対象を後者のみに限定する点で明らかに⑤決定をはじめ従来の判断とは異なっている¹¹⁾。

さらに、公訴事実第3に関し、第3の1及び2の投稿については、個人の名誉の保護と正当な言論の保障の調和をはかるという230条の2の趣旨を推し及ぼし、「侮辱罪の構成要件に該当する表現であっても、当該表現に公共性及び目的の公益性が認められ、意見、論評の前提となる事実の重要部分について真実であることの証明があった場合には、対象者の人身攻撃に及ぶなどの意見、論評の域を逸脱した表現でない限り、許容される論評として刑法35条により違法性」の阻却を認めた。

この判示をもって、真実性の証明があれば侮辱に関する違法性阻却が一般的に可能であると考えるのは早計であろう。判文は、飽くまでも「意見、論評の前提となる事実」の重要部分を証明対象としており、違法性が阻却される前提とされているのは、問題の行為が事実を述べる言説に限られることは明らかだからである。刑法に230条の2が追加される以前から、侮辱には真実性の証明が不可能であるとされてきたこともその傍証とみられる¹²⁾。

そのうえ、違法性阻却が許されるのは、あくまでも意見、論評の域を逸脱しない範囲にとどまることが要求される。この要件を検討するにあたり

11) 真実性の証明対象に関し詳述する裁判は必ずしも多くない中で、⑤決定の原審である東京高判平成21・1・30刑集64巻2号93頁は、立証の対象範囲について言及するが、「正当な言論の保障と名誉の保護との望ましい調和を図るため」であるとして、弁護人による範囲限定の主張を採用しなかった。

12) 新聞紙法45条は侮辱罪に適用されないとした大判大正15・3・2法律新聞2549号15頁、大判大正9・5・5刑集13巻573頁参照。

他の投稿を引用したうえで、それが相手のことを指す文句であるとの内容、及び特定非営利活動法人の活動に関する内容のインターネット上の投稿について、名誉毀損罪、侮辱罪の成立が否定されて無罪と判断された事例（金澤）

想起すべきなのは、不法行為の損害賠償請求が争われた最高裁の民事判決である¹³⁾。最高裁は、公立小学校の通知表の交付をめぐる混乱についての意見、論評に関し、「公共の利害に関する事項について自由に批判、論評を行うことは、もとより表現の自由の行使として尊重されるべきものであり、その対象が公務員の地位における行動である場合には、右批判等により当該公務員の社会的評価が低下することがあっても、その目的が専ら公益を図るものであり、かつ、その前提としている事実が主要な点において真実であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くものというべきである」¹⁴⁾と述べ、意見、論評が不法行為の違法性を阻却する可能性とその基準について判示した。

事実の摘示とは言えない意見、論評の場合でも、その前提たる事実の重要部分が真実であることの証明がなされれば違法性が阻却されるという民事裁判に用いられた論理は、刑法上の名誉侵害に関し、少なくとも事実に基づく侮辱については転用可能と考えられる¹⁵⁾。例えば、人の社会的評価を低下させるほどの具体性ある事実の摘示とは言えないが、事実に基づく意見、論評として侮辱罪を構成する場合、同罪の違法性を阻却する方向に用いることができるであろう。これに加えて、従前、公共の利害に関する場合の特例規定による真実性の証明が最終的にできなかった場合の救済として、35条による違法性阻却が論じられていたことを考えれば¹⁶⁾、正当行為を主張する途は十分であろう。

この論理に従えば、第3の1及び2の各事実のように、名誉毀損として

13) 代表的なものとして、最判平成元・12・21民集43巻12号2252頁。民事裁判との異同につき示唆に満ちたご指摘をくださった日原拓哉氏（大阪大学社会技術共創研究センター総合研究部門特任助教（常勤））に、記して謝意を示す。

14) 前掲最判平成元・12・21。

15) 有利な類推は許容されるという前提に立つ。

16) 藤木英雄「事実の真実性の誤信と名誉毀損罪」法協86巻10号（1969年）19頁、平川宗信『刑法各論』（有斐閣、1995年）235頁等。

の可罰性を帯びるとまでは言えない言説が、許容される論評の範囲にとどまっている限り、上記の正当化は可能になる。それでは、正当化の射程はどこまで及ぶべきか。かつて事実の証明に類する正当性の吟味を侮辱にまで対象を広げて行うことは、被害者の行状等を法廷で明るみに出すことになるとして、侮辱には事実証明が許されないとの説明がなされていた¹⁷⁾。しかし、インターネット上で批判の応酬が繰り返される本判決の事例においては、必ずしもこの配慮は必要ない。むしろ「相互に情報の発受信に関して対等の地位に立ち言論を応酬し合える媒体」¹⁸⁾における反論可能性が考慮されてしかるべきこととなる¹⁹⁾。

本判決の示した立場を敷衍すれば、許容される論評としての正当化の判断が試みられるのは、以下の要件を充たした場合である。即ち、問題とされた論評の行為が、他人に関するある事実に基づくものではあるが、事実を摘示していると言えるほどの具体性を欠き、その名誉を毀損するとまでは言えないこと、かつ当該他人の社会的評価を低下させるおそれがある事実を述べるものであるから侮辱罪は成立しうることである。反論において資料が示され、真偽を確認することが可能で、そうすべきである場合、かつ、論評の域を逸脱しない限りで違法性阻却の可能性がある。かくして、本判決は、媒体やコミュニケーションツールの特質に即して相互の応酬で交わされる言論に関し、その正当性を考慮して230条の2の趣旨を侮辱規定にも推し及ぼし、35条の適用可能性について判示した一事例と位置づけられよう。

17) 石原一彦ほか編『現代刑罰法大系第3巻 個人生活と刑罰』（日本評論社、1982年）〔町野朔〕318頁。

18) 東京地判平成20・2・29刑集64巻2号59頁（⑤決定の第1審）。

19) 園田寿「判批」平成20年度重判解（2009年）189頁（前掲東京地裁平成20年判決の評釈）参照。

4 残された課題

本判決は、侮辱における正当化の根拠規定として刑法35条を用いたが、ほかにも事実摘示と言えるほどの具体性をもたず、他方で論評の域におさまる程度の表現については、侮辱罪として処罰を要するような実質をもたず可罰的違法性を欠く、あるいは可罰的な侮辱の類型に該当しない等の理論構成がありうる。利益対立の状況をめぐり可罰的違法性論がかまびすしく論じられたことを想起すれば²⁰⁾、正当な言論の許容範囲について、違法論の分野での再検討の余地はある。特に本判決が「刑法上の処罰に値するだけの程度、対象者の社会的評価を害するおそれ」を重視したことに鑑みれば、民事裁判等の他の解決方法と比較して、可罰性の実体を探究すべきであろう。しかし、その前提作業として、法定刑が引き上げられた侮辱罪の可罰性の実質の全般的考察が不可欠であり、それは既に判例研究の域を超える。他日を期したい。

20) 代表的なものとして、岡本勝「可罰的違法性の理論の意義と体系的地位」同『犯罪論と刑法思想』（信山社、2000年）145頁以下。

